

大阪芸術大学障がい者を理由とする差別の 解消の推進に関する基本方針（案）

（平成30年4月1日施行）

（目的）

第1条 この基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領（平成27年2月24日閣議決定）に即して、大阪芸術大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者全てとする。なお本学では法令、固有名詞、人の状態を表すものでないものを除き、「障害」を「障がい」と表記する。
- （2）社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方）

第3条 この基本方針において、不当な差別的取扱いとは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯等を制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がい者の権利利益を侵害することをいう。なお、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この基本方針において、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

（障がい理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障がい理由とする差別の解消の推進（以下「障がい者差別解消の推進」という。）に関する体制は、次に定める通りとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障がい者差別解消の推進について、本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。
- (2) 総括監督責任者 学生部長（通信教育部は「通信教育部長」）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障がい者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 監督責任者 各部局の長を持って充て、当該部局の業務における障がい者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 監督者 監督者は、監督部局統括責任者を補佐するとともに、第5条に規定する責務を果たすものとする。

（監督者の責務）

第5条 監督者は、監督する教職員等に対して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する指導又は注意喚起を行うものとする。

- 2 障がい者への不当な差別的取扱いその他障がい理由とする差別に関する問題が生じた時には、速やかに部局統括責任者にその旨を報告するとともに、部局統括責任者の指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障が

い者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 教職員は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障がい者がその除去を必要としていることが明白である場合には、適切な合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

(委員会)

第8条 障がい者差別解消の推進に関する事項を審議し、かつ紛争の防止または解決を図るための委員会は、以下のとおりとする。

- (1) 学生生活委員会
- (2) 通信教育部運営委員会

(相談体制の整備)

第9条 障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 学生部学生課
- (2) 学生部保健管理室
- (3) 学生部キャンパスライフサポート室
- (4) 教務部教務課
- (5) 入試部入試課
- (6) 就職部就職課
- (7) 人権・同和教育研究室
- (8) 通信教育部事務室

(研修・啓発)

第10条 本学は、教職員等に対し、障がいを理由とする差別に関する理解を深め、障がい者差別解消の推進を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

(雑則)

第11条 この基本方針に定めるもののほか、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第12条 この基本方針に関する事務は、学生部学生課及び通信教育部事務室が担当する。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から実施する。